

第 章 計画策定の背景

- 1 芸術文化振興プランの策定
- 2 荒川区が目指す芸術文化の振興
- 3 芸術文化を取り巻く社会状況等
- 4 これまでの成果と評価

第 1 章 計画策定の背景

1 芸術文化振興プランの策定

(1) 策定の趣旨

荒川区では、平成 21 年（2009 年）6 月、区として最初の芸術文化振興計画である「荒川区芸術文化振興プラン」を策定しました。

この計画は、「芸術文化をすべての区民に、未来に向けて荒川区の文化力を高める」ことを施策体系の柱に据え、総合的な取組を明らかにするとともに、区における芸術文化政策の基本理念や方向性を定めたものであり、これに基づき、芸術文化の振興に関する施策を実施してきました。

平成 26 年（2014 年）6 月には、社会環境の変化や時代の潮流を踏まえるとともに、「区民が主役の芸術文化の振興により区民の幸福実感を高め、荒川区の魅力を内外に発信することで、区民・生活・地域が芸術文化でつながるまちを創る」ことを基本理念として計画を改定し、「荒川区芸術文化振興プラン（改定版）」を策定しました。

第三次となる今回の荒川区芸術文化振興プランは、近年の社会環境の変化や、国・東京都等の動向などを踏まえ、区民生活における芸術文化の役割を再認識するとともに、更なる芸術文化の振興のため、区が目指すべき方向性を示すものとして策定します。

(2) 計画の位置づけ

荒川区では、平成 19 年（2007 年）3 月に策定した「荒川区基本構想」において、区の目指すべき将来像を「幸福実感都市あらかわ」とし、物質的な豊かさや経済効率だけを重視するのではなく、心の豊かさや人と人との繋がりを大切にしながら、区民一人ひとりが真に幸福を実感できるまちづくりを進めています。

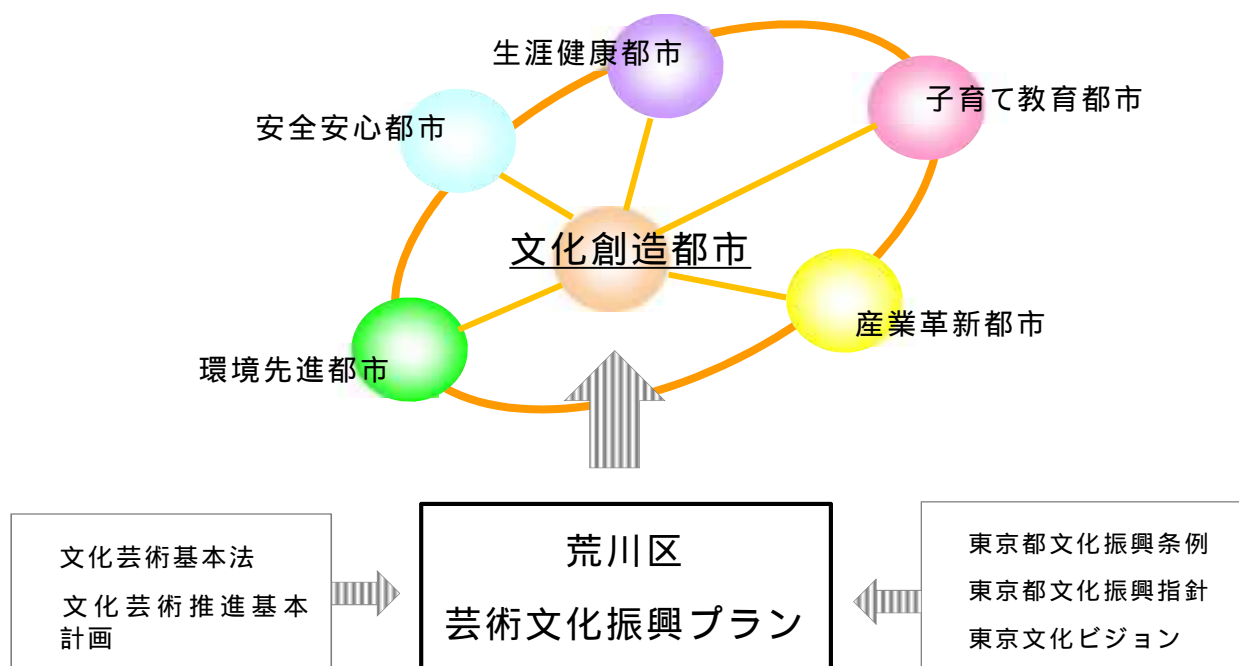
加えて、区の将来像を支える「6つの都市像」を定め、「幸福実感都市あらかわ」の実現に向け、区のあらゆるセクションが一丸となり、様々な施策を展開しています。

この6つの都市像の1つである文化創造都市は、歴史や伝統文化の継承と新しい文化の創造とが多彩に調和し、地域に息づく連帯感や助け合い、見守り合いの心、下町らしい人情あふれるコミュニティ等をいかして、地域の連携と協働が活発に行われるまちです。

区は、この文化創造都市の実現に向けて、荒川区基本計画において、「伝統文化の継承と都市間交流の推進」と「活気ある地域コミュニティの形成」に取り組むこととしています。

計画の位置付けのイメージ

「幸福実感都市 あらかわ」の実現



本プランは、区の基本構想、基本計画に基づき、区における芸術文化振興に向けた方向性を示すものとして策定するものであり、芸術文化の視点から、荒川区の将来像「幸福実感都市あらかわ」の実現に寄与する役割を担います。

また、区が策定する生涯学習推進計画、スポーツ推進プラン、子ども読書活動推進計画、子ども・子育て支援計画、高齢者プラン、学校教育ビジョンなど、芸術文化に深く関わる他分野の計画と整合性のあるものとするとともに、産業や子育てなどの分野及び関係各課との連携した取組体制を構築することにより、効率的かつ効果的な事業展開を図ります。

さらに、本プランは、国による芸術文化政策の基盤となる「文化芸術基本法」(平成 29 年(2017 年)改正)及び「文化芸術推進基本計画」(平成 30 年(2018 年)策定)を踏まえた地方文化芸術推進基本計画として策定し、国及び東京都が推進する芸術文化関連事業との役割分担を図ります。

(3) 計画の期間

本プランの計画期間は、平成 31 年（2019 年）度から 5 か年とします。
このプランは、芸術文化を取り巻く環境の変化や施策の進展等を踏まえて、
見直しを図ります。

| 年度 | H19 ~ (2007 ~) | H21 ~ 25 (2009 ~ 2013) | H26 ~ 30 (2014 ~ 2018) | H31 ~ 35 (2019 ~ 2023) | H36 (2024) | H37 (2025) | H38 (2026) |
|---------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 基本構想 | おおむね 20 年後の将来像 | | | | | | |
| 基本計画 | 前期 (2007 ~ 2016) | | | 後期 (2017 ~ 2026) | | | |
| 実施計画 | 4 年 | 3 年 | 3 年 | 4 年 | | | |
| 芸術文化 振興プラン | | 5 年 | 5 年 | 5 年 | | | |

2 荒川区が目指す芸術文化の振興

(1) 芸術文化振興の目的

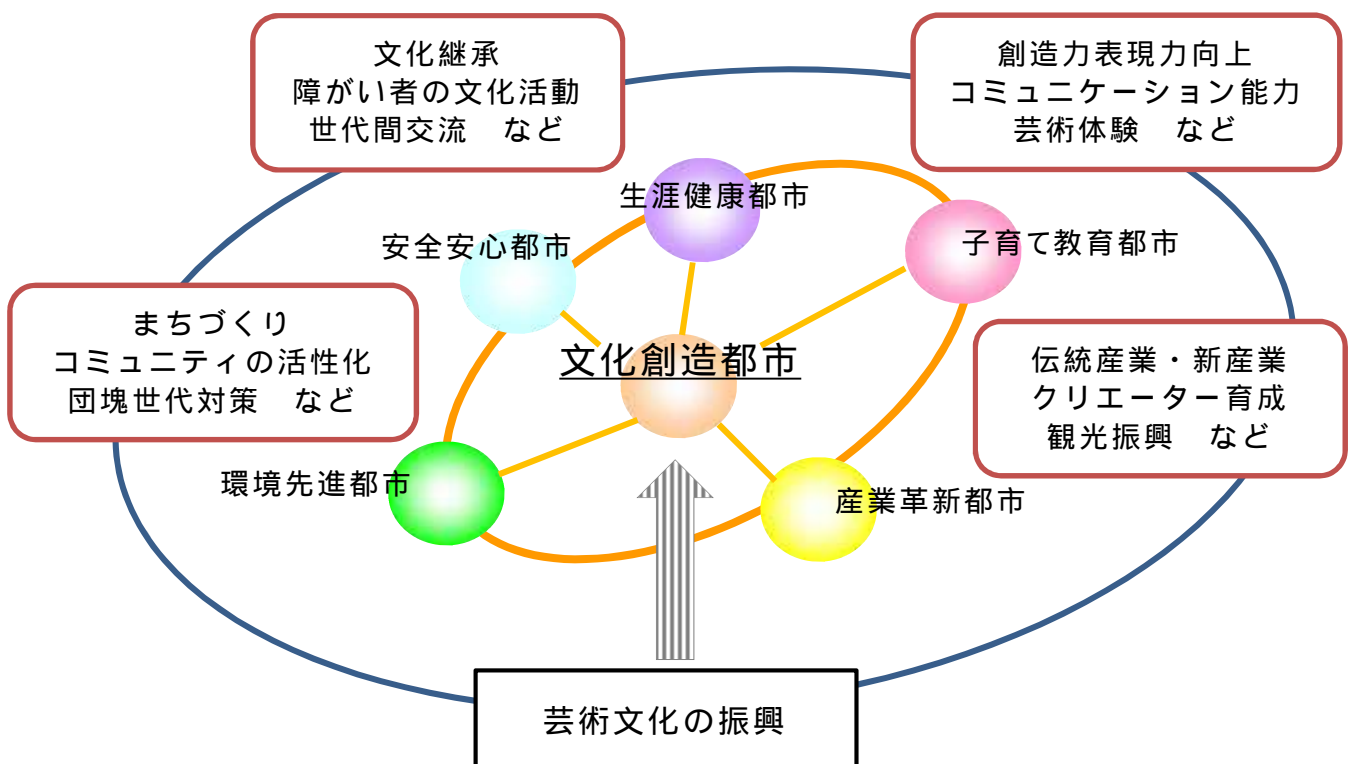
芸術文化は、人々の創造性を育み、表現力を高めるだけでなく、心のつながりや相互に理解し尊重しあう土壌、また心豊かな社会を形成する上で欠くことのできない大きな価値をもっています。

芸術文化振興施策についても、芸術文化の固有の意義と価値を尊重した上で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図りながら一層の推進を図ることが大切です。

こうした視点を踏まえて区における芸術文化振興の目的は、基本構想で示した6つの都市像の1つである文化創造都市の実現を図るとともに、芸術文化の持つ様々な力により、他の5つの都市像と連携して区民の「幸福実感」を高めることにあります。

また、ふるさと荒川区への郷土愛を育むとともに、多彩な地域資源など、荒川区の素晴らしさを内外に発信し、「区の魅力」を更に高め、現在から未来にわたり区民が誇りとする荒川区をつくることにあります。

「幸福実感都市 あらかわ」の実現に向けた他都市像との連携



(2) 芸術文化の定義

本プランにおける芸術文化の定義については、第一次及び第二次の荒川区芸術文化振興プランで示した「芸術文化」の定義を引き続き用いることとし、次のとおり確認します。

平成 13 年（2001 年）に文化芸術振興基本法が制定されて以降、幅広い意味での文化活動・芸術活動を包含する用語として、「文化芸術」という言葉が多く使われています。平成 29 年（2017 年）に改正された文化芸術基本法においては、第 8 条から第 13 条において、この法律が対象とする「文化芸術」の範囲について記しています。

荒川区では、これらを踏まえた上で、法律で記された「文化芸術」と同義の言葉として、従来から使用してきた「芸術文化」という用語を使うこととします。

本プランにおける「芸術文化」は、生活文化、伝統文化、芸能、民俗文化、年中行事、デザイン、ファッションやメディア芸術などを含み、音楽、演劇、舞踊、美術、文学などジャンルを限定することなく、また、国内外いずれの地域にもとらわれない幅広い概念として捉えることとします。荒川区では、芸術と多様な文化が等しくまちに溶け込んで、区民が支えてきた歴史があると考えます。

< 参考 > 文化芸術基本法における「文化芸術」の範囲

文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術〔法第 8 条〕
映画、漫画、アニメーション及びコンピューターその他の電子機器等を利用した芸術、メディア芸術〔法第 9 条〕
雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊、その他の我が国古来の伝統的な芸能〔法第 10 条〕
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能〔法第 11 条〕
茶道、華道、書道、食文化、その他生活に係る文化、囲碁、将棋、その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード等〔法第 12 条〕
有形及び無形の文化財並びにその保存技術〔法第 13 条〕

(3) 荒川区の地域文化

荒川区には、地域の歴史に根ざした良き伝統と文化があります。区における一層の芸術文化の振興に役立てるため、荒川区の地域文化の特徴等をあらためて整理します。

地域の歴史にもとづく文化

荒川区は、地域に根差した歴史と豊かな文化が息づくまちです。例えば、南千住は、江戸から日光へ通ずる日光街道の最初の宿場町として古くから栄え、多くの史跡があります。松尾芭蕉・奥の細道の「矢立初めの地」としても非常に有名です。

日暮里は、江戸時代中期から「ひぐらしの里」「道灌山」と呼ばれ、江戸近郊の行楽地として賑わってきました。小林一茶や種田山頭火などの句碑があるほか、明治時代、根岸に住んでいた正岡子規もたびたび訪れて俳句を詠んでいます。

また、江戸時代、荒川の地では江戸で消費される野菜が栽培されていました。その1つ、「三河島菜」は、味のよい漬菜として、当時の書物にも描かれており、鷹狩りに訪れた将軍にも献上されたという記録が残っています。「谷中生姜」は、関東大震災の頃まで、当時の谷中本村、今の西日暮里1~2丁目付近で栽培されていました。

いずれも現在、江戸東京伝統野菜としてあらためて注目されています。

人情あふれる下町情緒などの下町文化

荒川区内は、近代的なマンションが増加する一方で、今も、細い路地や古い家々、銭湯のほか、点在する神社や寺院、個人商店や町工場、都電荒川線の走る風景などにより独自の街並みを残しています。

また、人々の暮らしの中に地域の祭り、盆踊りや縁日などの祭礼や年中行事が受け継がれるとともに、助け合いの精神や隣人を思いやる心のあたたかさなど、「下町情緒」が醸成されています。

こうした荒川区の「下町文化」を貴重な資産として継承し、発展させていくことが大切です。

伝統的な文化や伝統工芸技術

荒川区内には、江戸時代から伝わる日本の伝統的な文化や芸能、伝統工芸技術を受け継ぐ多くの人々がいます。

こうした優れた文化や技術を大切にし、後世に伝えるとともに、その魅力や価値を広く内外に発信すること、さらには社会の変化に応じ展開することが求められています。

モノづくりに関する文化

荒川区内には、長年にわたり培われてきたモノづくり技術を継承する職人が数多くおり、荒川区の特徴の1つとなっています。また、ファッションやデザインなどに関連の深い産業が集積しています。

こうした技術や産業などを含む幅広い活動に対して、芸術文化の力により新たな価値を付加し、より豊かなモノづくりを目指すことが求められています。

人口の増加と多様な地域コミュニティ

荒川区は、マンション開発による転入者の増加等により、平成10年（1998年）を底に総人口が増加しており、ここ数年は毎年1,000人以上の増加が続いています。平成31年（2019年）3月1日現在の総人口は21万5,953人となっています。

このように多くの新しい住民も増え、これまでの地域コミュニティに加え、多様な地域コミュニティが育まれています。新旧住民の融合を図り、地域コミュニティ全体における相互の連携・協働を促進し、荒川区らしい新たな文化を育むことが求められています。

3 芸術文化を取り巻く社会状況等

芸術文化を取り巻く社会情勢や環境は、大きく変化しています。第三次となるプランの策定にあたっては、こうした社会状況等の変化や国等の動向、そして区政世論調査の結果等を踏まえて今後の芸術文化振興につなげます。

(1) 主な社会状況の変化

情報技術の進歩と普及

情報技術は、1990年代半ばから急速に全世界に広がっています。今や多くの人々にとって、パソコンやスマートフォンは生活必需品になっており、人工知能（AI）、仮想現実（VR）や拡張現実（AR）^{〔 1 〕}といった新しい技術も発達・普及しています。

総務省の調査では、平成29年（2017年）におけるスマートフォンの個人所有率は60.9%、世帯保有率は75.1%に達しており、インターネット接続機器の普及により、日常生活における動画の視聴はもとより、フェイスブックやツイッターなどSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が拡大しています。

今や人々の暮らしの中に情報技術の活用は欠かせないものとなっており、その技術は、芸術文化の面でも大きく期待されています。

ライフスタイルの変容

少子化や高齢化の進展に加えて、平成27年（2015年）の国勢調査では、単身世帯が初めて全体の1/3を超すなど、家族形態の変化が浮き彫りになっています。地域における人間関係の希薄化が問題視される一方、ライフスタイルの多様化により様々な価値観が生まれ、新たなコミュニティのかたちも生まれています。

さらに、「人生100年時代」を見据えて、豊かな人生を送るための様々な取組が提案されています。

価値観の変化

平成30年（2018年）の内閣府による国民生活に関する世論調査において「これからは心の豊かさか、まだ物の豊かさか」について聞いたところ61.4%の人が「心の豊かさ」と答えています。1980年代以降この傾向は年々増加傾向にあり、物を多く所有することよりも、様々な体験から得られる心の豊かさに重きをおく人が増えており、豊かさに関する人々の価値観が変化しています。こうした価値観の変化に伴い、文化活動を通して感性を育み、豊かな心の涵養を図ることが期待されています。

ワークライフバランスと余暇の充実

我が国では、平成 7 年（1995 年）に 8,000 万人を超えていた生産年齢人口は、減少の一途をたどっており、国は、長時間労働の是正や女性や高齢者の活躍を促進する多様な働き方の選択の拡大など、「働き方改革」に取り組んでいます。

こうした中で、仕事と休暇のワークライフバランスを踏まえながら、余暇を効果的かつ有意義に過ごすことの重要性が高まっています。

グローバル化の進展

社会・経済のグローバル化が一層進展していく中で、日本国内で生活する外国人の人数は増加傾向にあり、在留外国人の人数で見ると、平成 29 年（2017 年）末時点では 256 万人となっています。また、日本を訪れる外国人は、平成 29 年（2017 年）には 2,869 万人となり、10 年前である平成 19 年（2007 年）と比べ 3.4 倍に増加し、平成 32 年（2020 年）に開催される、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、この傾向はさらに高まると予測されています。芸術文化を通じた交流は、相互の理解を深める上で大きな可能性を持っており、一層重要となっています。

【 1 】

人工知能（A I）、仮想現実（V R）と拡張現実（A R）

コンピューター技術は急速に発達を続けており、近年、「A I（artificial intelligence）」が注目を集めています。「A I」は「人工知能」と訳され、一般的には「人間に代わって計算したり判断したりできる高性能なコンピューター」のことをいいます。近年は、スマートフォンのロック解除に搭載される顔認証などに使われる画像認識やスマートスピーカーに使われる音声認識など、特定の機能をこなす A I が劇的に改善しており、身近なところで普及が拡大しています。

また、視覚や聴覚などの感覚を高度に統合して私たちに提示する、仮想現実（V R：virtual reality）や、拡張現実（A R：augmented reality）といった技術も急速に発達し、体験型ゲームなどで活用が進んでいます。

芸術文化の面では、実際にその場に行かずとも、ネット上で作品を鑑賞できるバーチャル美術館や本来なら触れることのできない文化財を本物そっくり再現し、実際に触れる展示を行う等の試みが始まっています。

(2) 文化芸術に関わる動向等

国の動向

文字・活字文化振興法の制定（平成 17 年 [2005 年]）

国は、平成 17 年（2005 年）7 月、「すべての国民が生涯にわたり様々な場において等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備すること」を基本理念とする、文字・活字文化振興法を制定しました。

国と地方公共団体は、公立図書館の必要な数の設置、学校教育における言語力の涵養、学術的出版物の出版支援などの施策を講じること、そのための財政上の措置も講じることが求められています。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年 [2012 年]）

国は、「文化施設」の役割について、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成 24 年（2012 年））及び、「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」（平成 25 年（2013 年））を制定し、その期待される姿を示しています。

文化施設は、文化芸術を継承し、創造し発信する、地域の文化拠点であるだけでなく、全ての国民が心豊かな生活を実現する場です。また、社会参加の機会を開く社会包摂の機能を有する基盤であり、地域コミュニティの創造と再生、国際文化交流の円滑化等への寄与が期待されています。

学習指導要領の改訂（平成 29 年 [2017 年]）

文部科学省は、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、急速な社会変化が予測される新しい時代では、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要とされているとの認識の下、平成 29 年（2017 年）3 月、小中学校の学習指導要領の改訂を行いました。

例えば、「地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が、授業改善のための配慮事項として明示されたほか、小学校の総合的な学習の時間では、「コンピューターや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」とされ、文字入力やプログラミングなどの情報活用能力の育成が盛り込まれました。

今後、学校教育と緊密に連携した芸術文化施策の展開が、一層重要になっています。

SDGs 推進本部の設置（平成 28 年 [2016 年]）

「SDGs（Sustainable Development Goals，持続可能な開発目標）」は、平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットで採択された国際目標です。格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国を含む全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2030 年を年限とする 17 の目標を定めています。国は、平成 28 年（2016 年）5 月、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs 推進本部」を設置してアクションプランを定め、企業や市民団体等と連携しながら様々な分野で幅広い取組を進めています。

文化芸術基本法（平成 29 年 [2017 年]）

国は、平成 29 年（2017 年）6 月に「文化芸術振興基本法」を改正し、「文化芸術基本法」を制定しました。改正した法律は、基本理念として、社会的・経済的立場に関わらず等しく文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備や文化芸術に関する教育の重要性、さらには、観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野との有機的連携などを掲げています。

文化経済戦略（平成 29 年 [2017 年]）

国は、平成 29 年（2017 年）12 月に「文化経済戦略」を策定しました。この戦略は、文化と産業・観光等の他分野が一体となって新たな価値を創出し、創出された価値が、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資されることにより、自立的・持続的に発展していくメカニズムを形成することを目的として掲げています。

文化芸術推進基本計画（平成 30 年 [2018 年]）

国は、平成 30 年（2018 年）3 月に「文化芸術基本法」に基づき、「文化芸術推進基本計画 - 文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる -（第 1 期）」を策定しました。この計画は文化芸術政策により目指すべき姿として

- 1 文化芸術の創造・発展・継承と教育
- 2 創造的で活力ある社会
- 3 心豊かで多様性のある社会
- 4 地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

の 4 つの目標を定め、文化芸術の本質的な価値に加えて社会的・経済的価値を明確化するとともに、関係府省庁の施策とも関連付け、6 つの戦略を示しています。

文化財保護法、及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
(平成 30 年 [2018 年])

平成 30 年(2018 年)6 月には、文化財保護法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されました。法は、これまで価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財を地域のまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を目指しています。

文部科学省設置法の改正(平成 30 年 [2018 年])

平成 30 年(2018 年)6 月、政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文部科学省設置法の改正を行いました。芸術教育に関する事務を文部科学省から文化庁に移管するほか、博物館に関する事務を文化庁が一括して所管することとするなど、文化庁が中核となつて、文化行政を総合的に推進することを定めています。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成 30 年 [2018 年])

平成 30 年(2018 年)6 月には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されました。この法律は、障がいのある方々が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるよう環境整備や支援を促進することを定めており、障がいのある人の文化芸術を鑑賞するための環境づくりや障がいのある人の創作活動支援、作品を発表する機会の確保、作品を専門的に評価し販売する環境を整えること、また著作権を守ること、これらのことの推進が位置付けられています。本法律により、障がいのある人の文化芸術活動の更なる推進が期待されています。

国際博覧会の大阪・関西での開催決定(平成 30 年 [2018 年])

平成 30 年(2018 年)11 月、フランス共和国・パリで開催された博覧会国際事務局(以下「B I E」)の総会において、B I E 加盟国の投票により、2025 年の国際博覧会の開催地が大阪・関西に決まりました。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会後に引き続く、国際的な一大イベントとして、交流活性化によるイノベーションの創出、豊かな日本文化の発信など、国際博覧会開催による人・モノを引き寄せる求心力と発信力に期待が寄せられています。

東京都の動向

東京文化ビジョン（平成 27 年 [2015 年]）

平成 25 年（2013 年）9 月、国際オリンピック委員会総会において、2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催地に東京が選出されました。

これを受けて、東京都は、平成 27 年（2015 年）3 月、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催やその先を見据えた今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定しました。

文化ビジョンは、「東京都の芸術文化振興における基本指針」、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化プログラムの先導的役割」、「国際的に発信する東京の文化政策の世界戦略」という、3 つの性格を持っており、8 つの文化戦略にもとづき、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れながら、「東京の魅力発信」「あらゆる人が芸術文化を享受できる社会基盤を構築」し、「教育、福祉、地域振興等、社会や都市の課題に芸術文化の力を活用」するといった、2020 年を越えた取組について記しています。

2020 年に向けた実行プランの策定（平成 28 年 [2016 年]）

東京都は、平成 28 年（2016 年）12 月、東京 2020 大会の成功とその先の未来への道筋と取組を明瞭化するため、平成 29 年（2017 年）度から平成 32 年（2020 年）度までの 4 か年を実施計画とする「2020 年に向けた実行プラン」を策定しました。また、平成 30 年（2018 年）2 月には、この「実行プラン」が目指している「3 つのシティ」の確実な実現に向けて、「政策の強化版」を取りまとめ、総合的に施策を展開しています。

セーフ シティ（もっと安全、もっと安心、もっと元気な首都・東京）

ダイバーシティ（誰もがいきいきと生活できる、活躍できる都市・東京）

スマート シティ（世界に開かれた、環境先進都市、国際金融・経済都市・東京）

東京オリンピック・パラリンピック競技大会（平成 32 年 [2020 年]）

オリンピック憲章では、「根本原則」で、「オリンピズムは、スポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである」と述べており、オリンピックはスポーツだけでなく文化の概念も含んでいます。また、オリンピック憲章第 27 条は、国内のオリンピック委員会の役割として、文化的なものを含めたオリンピックムーブメントに関連するプログラムを奨励しています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、スポーツのみならず、文化や教育について振興・充実を図ることが求められています。

荒川区の動向

荒川区俳句のまち宣言（平成 27 年 [2015 年]）

荒川区は、松尾芭蕉・奥の細道矢立初めの地であり、平成 27 年（2015 年）3 月には、荒川区俳句のまち宣言を行うとともに、奥の細道千住あらかわサミットを開催しました。

地域の区民団体や俳句団体の活動振興を図るとともに、区をあげて、子ども向け俳句教室、あらかわ俳壇、フォト俳句コンテストなど様々な事業を展開し、「俳句のまち あらかわ」を広く発信し、俳句を通じたまちづくりを進めています。

芸術文化振興基金の設置（平成 28 年 [2016 年]）

平成 28 年（2016 年）4 月には、子どもの芸術文化活動等を通じた未来への投資や区の芸術文化の発展・継承への寄与、2020 東京オリンピック・パラリンピックを契機として、内外へ広く発信する文化プログラム等をより積極的に展開するため「荒川区芸術文化振興基金」を創設しました。

芸術文化振興基金を活用して、小中学校における伝統文化教育にかかる環境の整備や子ども文化体験フェスタ、区民ミュージカルを始めとした子どもたちへの芸術文化事業を積極的に実施しています。

ゆいの森あらかわ開館（平成 29 年 [2017 年]）

平成 29 年（2017 年）3 月には、「ゆいの森あらかわ」を開設しました。ゆいの森あらかわは、60 万冊の蔵書規模や都内屈指の 900 を超える閲覧席を備えた中央図書館、吉村昭記念文学館、子どもひろばを融合した施設です。荒川区における学びと子育ての新たなランドマークとして運営を行っています。

従来の公共施設の枠組みに捉われることなく、子どもも大人も楽しめる、ゆいの森ならではの企画展やワークショップの開催のほか、国内外の俳句資料を集めた現代俳句センターの設置、交流都市である福井県との「おしどり文学館協定」の締結など、関係団体等と連携した事業も積極的に実施しています。

読書を愛するまち・あらかわ宣言（平成 30 年 [2018 年]）

区では、平成 30 年（2018 年）5 月、「読書を愛するまち・あらかわ」を宣言しました。

これまで、区では、区立小・中学校における学校図書館の充実や、ゆいの森あらかわの開館や日暮里図書館のリニューアルなど読書環境の整備に加え、「柳田邦男絵本大賞」などの読書活動推進のための様々な事業を進めてきました。こうした取組に加えて、「街なか図書館」の整備、新たな尾久図書館の整備などを進めるとともに、その精神を地域と未来につなげて、子どもから高齢者まで誰もが読書に親しみ、学びながら心豊かに暮らすことのできるまちづくりを進めています。

こうした「読書を愛するまち・あらかわ」の一連の展開が評価され、「プラチナ社会」の目指す社会の姿を体現している、または実現しようとしている全国各地の取り組みの一つとして、プラチナ構想ネットワーク主催「第 6 回プラチナ大賞・次世代育成賞」を受賞しました。

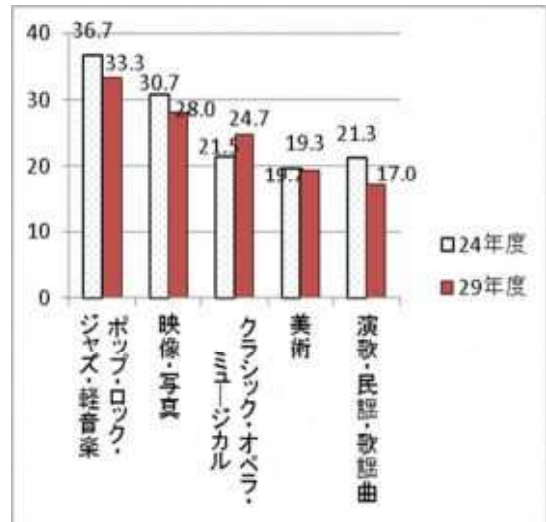
荒川区手話言語条例の制定（平成 30 年 [2018 年]）

区は、平成 30 年（2018 年）7 月、手話は言語であるとの認識の下、荒川区手話言語条例を制定しました。この条例は、手話に関する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の推進に係る基本的な事項を定めています。

(3) 区政世論調査の結果

平成 29 年（2017 年）度に実施した区政世論調査によると、区民が「興味のある芸術分野」は、「ポップ・ロック・ジャズ・軽音楽」が約 3 割と最も多く、次いで「映像・写真」、「クラシック・オペラ」、「美術」が続きます。

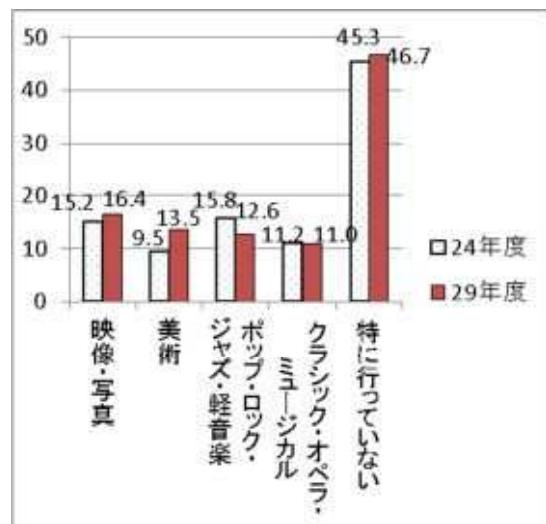
平成 24 年（2012 年）度実施の前回調査と比較すると、1 番目から 3 番目までの順位に変動はありませんが、前回 5 番目だった「美術」が 4 番目になり、「演歌・民謡・歌謡曲」と入れ替わりしました。



【興味のある芸術分野】

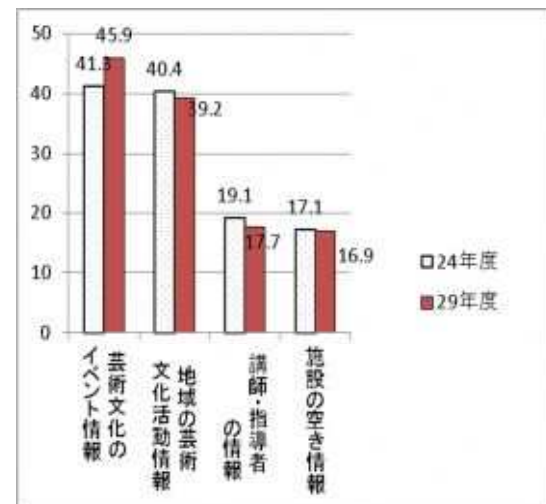
自身が行っている芸術文化活動を聞いたところ、「特に行っていない」が 4 割半ばでした。行っている活動の中では「映像・写真」が最も多く、次いで「美術」「ポップ・ロック・ジャズ・軽音楽」と続きます。

平成 24 年（2012 年）度と大きな違いはありませんが、「美術」を行う割合が高くなっています。



【自身が行っている芸術文化活動】

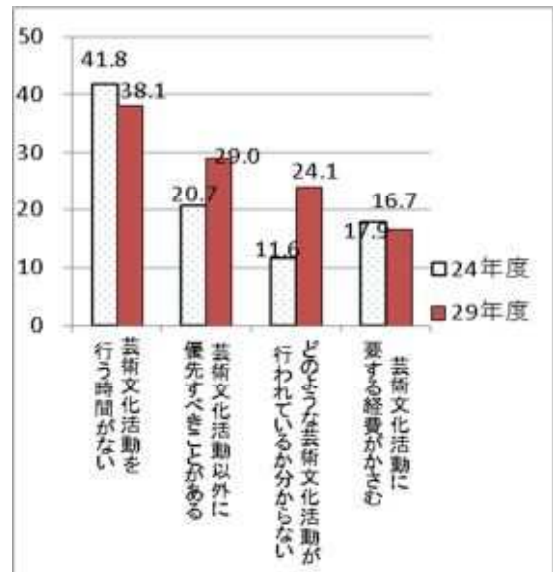
芸術文化活動をより深く楽しむために必要な情報を聞いたところ、「芸術文化のイベント情報」と「地域の芸術文化活動情報」の 2 つの回答が、他に比べて多い回答でした。この 2 つが多い傾向は、平成 24 年（2012 年）度実施の前回調査と変動はありませんでした。



【芸術文化活動をより深く楽しむために必要な情報】

芸術文化活動を行っていない理由を聞いたところ、「芸術文化活動を行う時間がない」が4割程度と最も高く、次いで「芸術文化活動以外に優先すべきことがある」「どのような芸術文化活動が行われているか分からない」と続きます。

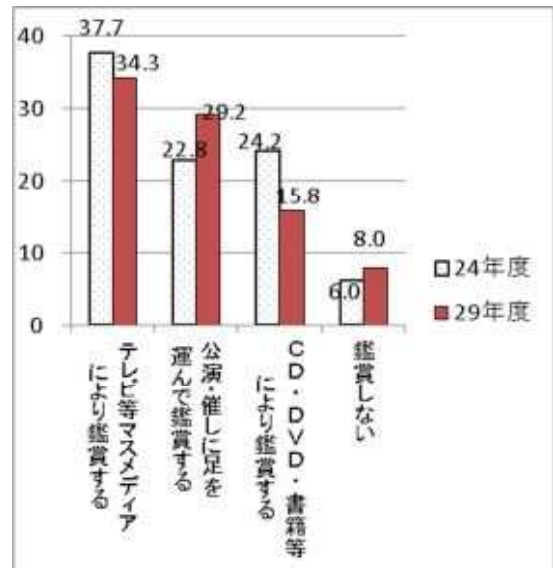
平成 24 年（2012 年）度と比較すると「どのような芸術文化活動が行われているかわからない」と「芸術文化活動以外に優先すべきことがある」の割合が高くなっています。



【芸術文化活動を行っていない理由】

芸術文化を鑑賞する方法を聞いたところ、「テレビ・ラジオ等マスメディアにより鑑賞する」場合が最も高く、次いで「公演・催しに足を運んで鑑賞する」と続きます。

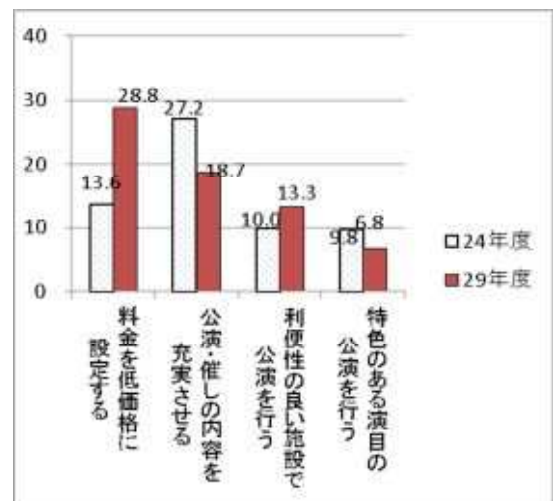
平成 24 年（2012 年）度と比較すると、「公演・催しに足を運んで鑑賞する」の割合が高くなっています。



【芸術文化を鑑賞する方法】

鑑賞しやすくなるための改善点については、「料金を低価格に設定する」が最も高く、次いで「公演・催しの内容を充実させる」と続きます。

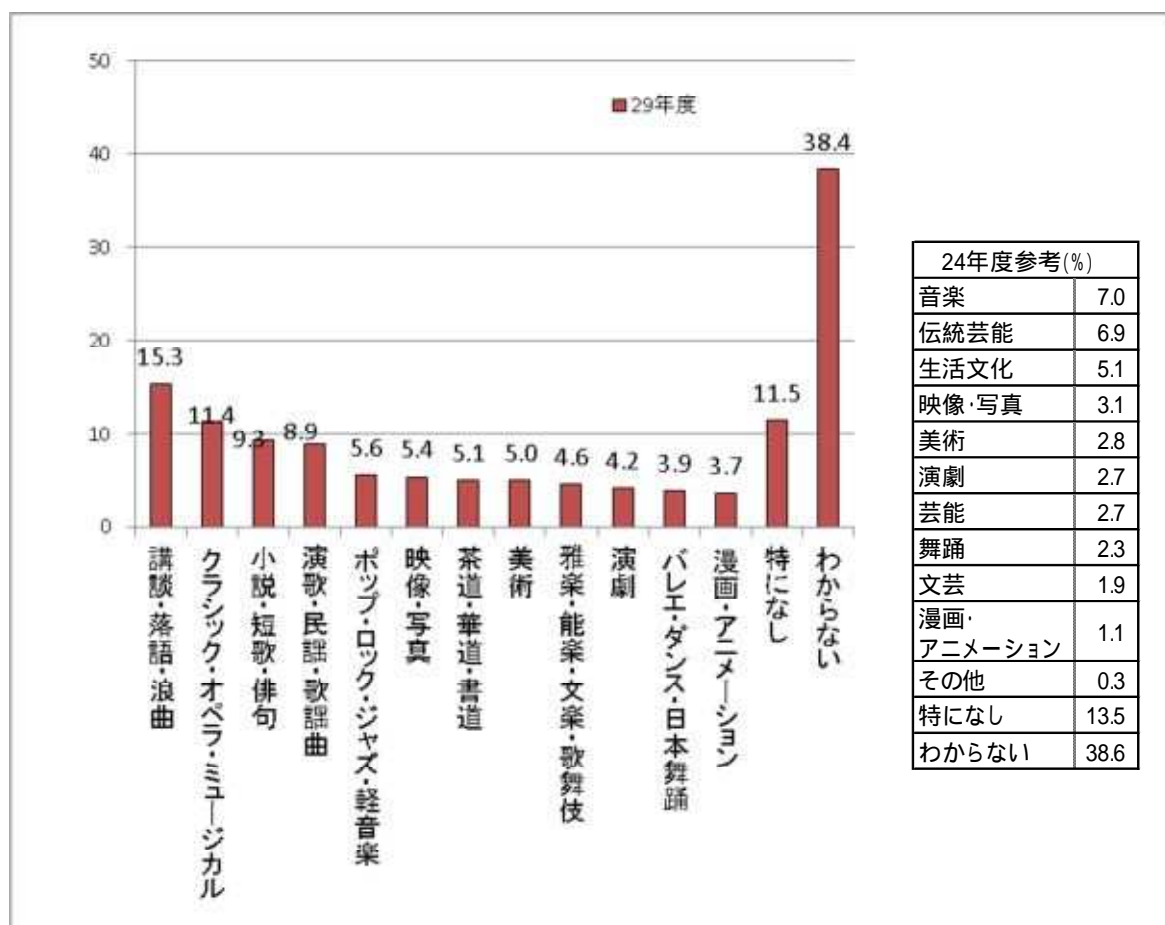
平成 24 年（2012 年）度と比較すると、「料金を低価格に設定する」が大きく増加し、「公演・催しの内容を充実させる」が低下しています。



【鑑賞しやすくなるための改善点】

荒川区の芸術文化で特色があると思う分野を聞いたところ、「わからない」が4割近くと最も多くなっています。特色があると思う分野の中では「講談・落語・浪曲」、「クラシック・オペラ・ミュージカル」、「小説・短歌・俳句」と続きます。

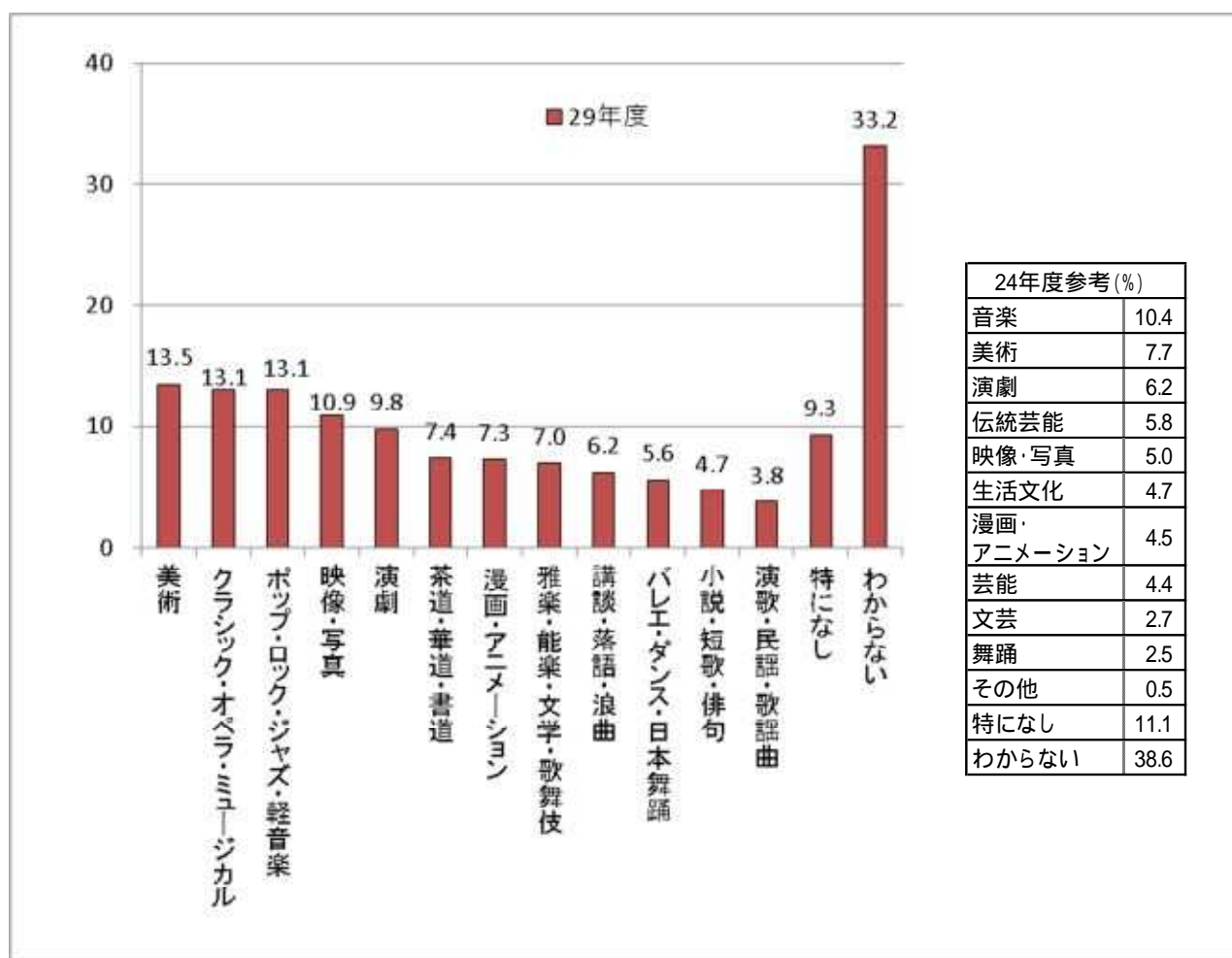
平成24年（2012年）度実施の前回調査においても「わからない」が4割近く、この傾向は変わっていません。



【芸術文化で特色があると思う分野】

荒川区の芸術文化について、充実させていく必要がある分野を聞いたところ、「わからない」が3割程度と最も多くなっています。充実させていく必要があると思う分野の中では「美術」、「クラシック・オペラ・ミュージカル」、「ポップ・ロック・ジャズ・軽音楽」と続きます。

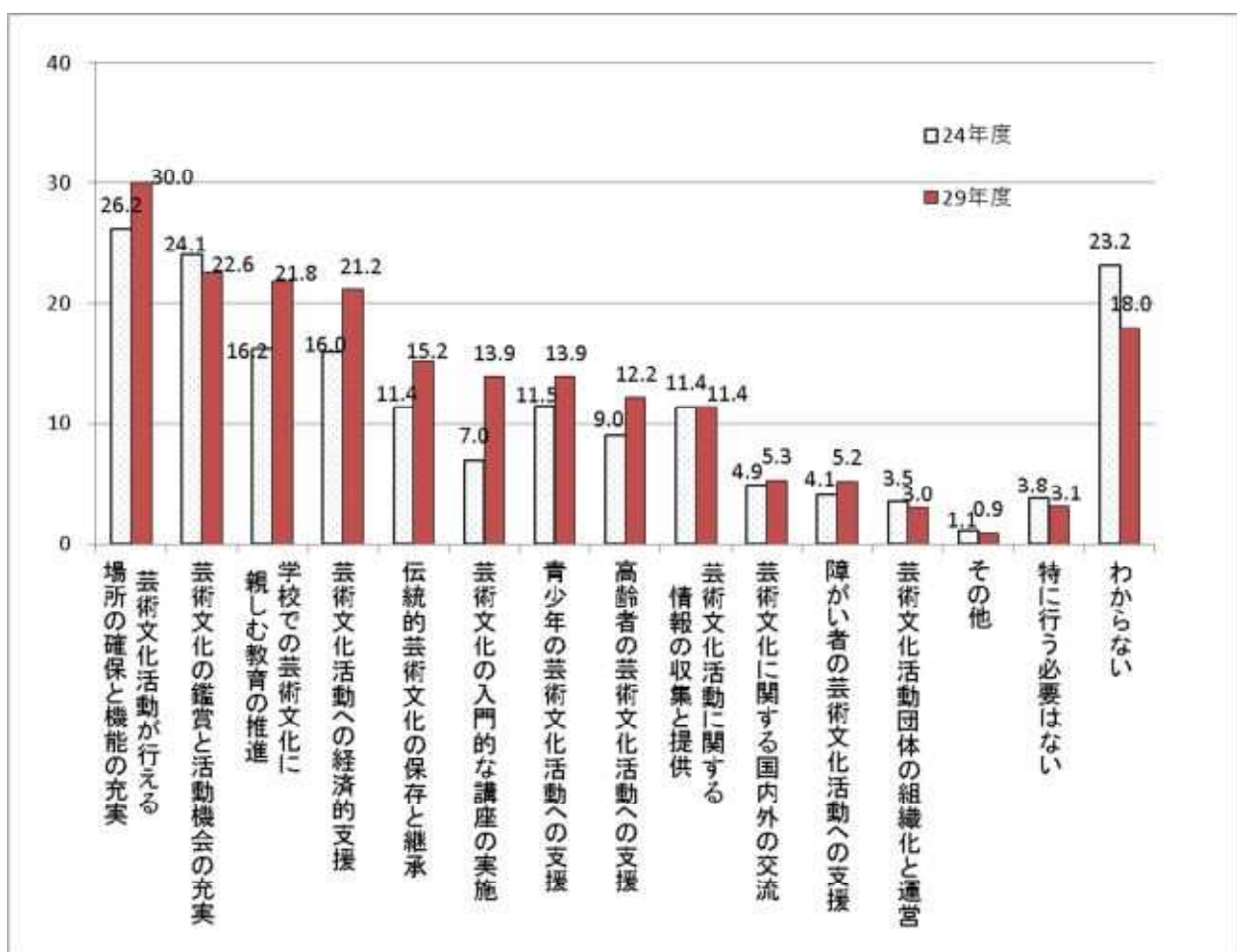
平成24年(2012年)度実施の前回調査においても「わからない」が3割程度あり、この傾向は変わっていません。



【芸術文化で充実させていく必要があると思う分野】

荒川区の芸術文化を振興していくために区が行うべきことを聞いたところ、「芸術文化活動が行える場所の確保と機能の充実」が4割近くと最も高く、次いで「芸術文化の鑑賞と活動機会の充実」、「学校での芸術文化に親しむ教育の推進」、「芸術文化活動への経済的支援」と続きます。

平成24年(2012年)度と比較すると、「芸術文化活動が行える場所の確保と機能の充実」、「学校での芸術文化に親しむ教育の推進」、「芸術文化活動への経済的支援」などが上昇しました。また、「わからない」、「特に行う必要はない」などの割合が低下しました。



【芸術文化を振興していくために区が行うべきこと】

4 これまでの成果と評価

ここでは、平成 26 年（2014 年）6 月に策定した第二次の荒川区芸術文化振興プランで掲げた施策について、5 つの基本目標ごとに、主な成果を整理します。

また、近年の芸術文化を取り巻く動向等を踏まえて、評価します。

基本目標 1 区民の芸術文化活動を活性化する

芸術文化に触れる機会の提供

区民が参加しやすい無料のコンサートや講座、文化施設等における鑑賞事業の拡充、区内各所への彫刻設置など、身近な場所で良質な芸術文化に触れる機会や場の提供を図りました。

主な事業

- ・ 区民が参加しやすい事業の実施
- ・ 音楽や演劇の鑑賞事業、絵画等の展覧会の実施
- ・ 彫刻の街づくり事業（全 140 作品設置） 等



若手アーティストによる無料のコンサート



荒川区長賞「昼下がりの定例会」

芸術文化を体験する機会の提供

保育園、ふれあい館等におけるワークショップや、町屋文化センター 1 日文化体験フェア、水辺フェスタや汐入タワーなどの水辺空間を活用した事業など、区民が自ら参加し、体験する機会の拡充を図りました。

主な事業

- ・ 保育園、ふれあい館等におけるワークショップ
- ・ 町屋文化センター 1 日文化体験フェア（ACC）
- ・ 水辺空間活用事業 等



紙コップタワーワークショップ



町屋文化センター1日文化体験フェア

区民の多様な活動への支援

荒川区文化祭や ARAKAWA 1-1-1^{ワンワンワン}ギャラリー(サンパール荒川 2階)などでの発表の場の提供のほか、荒川コミュニティカレッジ等における活動支援を行いました。

また、サンパール荒川のリニューアル、ゆいの森あらかわの開設など、区民の活動の拠点となる文化関連施設の整備、充実を図りました。

主な事業

- ・荒川区文化祭などの発表の場の提供
- ・ギャラリーの貸出し
- ・荒川コミュニティカレッジにおける活動支援
- ・文化関連施設の整備、充実 等



荒川区文化祭：大太鼓盆踊り



ゆいの森あらかわ

区民の参画・区民との協働

芸術文化活動を行う区民や団体等と様々な事業で連携・協働を推進し、区民が主役となる芸術文化活動の一層の振興を図りました。

主な事業

- ・区民ミュージカルなど区民参加型事業の実施
- ・あらかわ子ども文化体験フェスタの実施
- ・文化イベント企画応援プロジェクトの実施(ACC) 等



荒川区民ミュージカル



JAZZ in ARAKAWA(ACC区民参加型事業)

【 評 価 】

- 「芸術文化に触れる機会の提供」については、区内各所への彫刻の設置や文化施設等における多彩な鑑賞事業の実施など、子どもから高齢者まで、全ての区民が身近な場所で芸術文化に触れる機会が広がりました。
引き続き、より多くの区民が身近な場所で芸術文化に触れることができるよう、区施設への芸術作品の設置や鑑賞事業の充実が求められています。
区政世論調査によると、鑑賞事業については、低価格の料金設定が求められており、手頃な金額設定による事業展開を検討する必要があります。
- 「芸術文化を体験する機会の提供」については、伝統文化や俳句など、子どもから高齢者まで、全ての区民が芸術文化を体験する機会が広がりました。
今後、芸術文化に親しむ区民のすそ野をさらにひろげるため、これまでの取組に加えて、家族や仲間と一緒に芸術文化を楽しむ機会の充実などが求められています。
これらの取組を推進するにあたっては、豊かな人間性や創造性の涵養など、芸術文化の教育的側面の重要性を鑑み、芸術文化を通じた主体的な「学び」の観点を重視する必要があります。
- 「区民の多様な活動への支援」については、文化施設をはじめとした区施設で、活動場所や発表場所の提供等を行ったほか、広報誌やホームページ等により、活動に役立つ情報の提供等を行い、区民の芸術文化活動の促進を図りました。
このような活動場所や発表場所の提供等は、区民の主体的な活動を支える基盤であり、今後も拡充が求められています。
区政世論調査の結果からも、芸術文化活動が行える場所の確保と機能の充実を求める区民の声が多いことを踏まえ、施設における利便性の向上や機能充実等、環境の整備を図るとともに、そうした情報の提供を一層充実する必要があります。
- 「区民の参画・区民との協働」については、芸術文化団体、芸術家グループ、大学、関係機関等と連携を図りながら様々な事業を実施し、区民の芸術文化活動の活性化を図りました。
引き続き、区民が主役の芸術文化活動の活性化を図るとともに、更にすそ野が広がるよう、各団体や関係機関等との連携を深め、区民が自主的、主体的に参加できる事業を推進する必要があります。

区民の芸術文化を活性化するため、広報誌の発行、ホームページへの掲載や各種パンフレットの配付の他、イベント開催時には、区施設等に加え、鉄道駅や都電停留場等へポスターを掲示するなど、芸術文化に関する情報提供及び発信の充実を図りました。

区政世論調査によると、芸術文化をより深く楽しむために必要な情報は、「芸術文化のイベント情報」と「地域の芸術文化活動情報」が挙がっており、区民の芸術文化活動の活性化に寄与できるよう、区民の意向を踏まえた情報発信の充実を図る必要があります。また、情報提供にあたっては、より多くの機会において、わかりやすく情報を伝えられるよう、映像や写真の活用によるビジュアルでの発信など、情報提供の方法について一層の工夫が求められています。

基本目標 2 子どもの創造力を高める

子どもたちが芸術文化を鑑賞する機会の充実

小中学校における鑑賞事業に加えて、保育園における幼児向け事業の実施など、幼児期から芸術を鑑賞する機会の充実を図りました。

主な事業

- ・小中学校における芸術鑑賞事業
- ・幼児向けの音楽ワークショップ
- ・親子向けコンサート等の開催
- ・子どもを対象とした観劇の機会の提供（ACC）等



保育園における音楽ワークショップ



ゆいの森親子コンサート

子どもたちの芸術活動の推進

幼稚園や小中学校における芸術文化活動の一層の振興を図るため、指導者の派遣を実施したほか、伝統楽器等の整備を図りました。

主な事業

- ・幼児期からの芸術教育
- ・学校パワーアップ事業（邦楽や茶道等の体験事業）
- ・日本の伝統文化指導者派遣事業（ACC）
- ・伝統文化教育の環境整備（和楽器等の整備）等



幼児期からの芸術教育「作る絵」



中学校における和太鼓教室の様子

創造性を育むための、地域での体験の充実

地域の団体と連携した伝統文化体験事業を拡充したほか、区施設における体験型事業の充実を図りました。

主な事業

- ・ふれあい館、ひろば館における造形ワークショップ
- ・あらかわ子ども文化体験フェスタの実施
- ・子ども俳句相撲大会の実施
- ・夏休み・子ども文化探検隊事業（ＡＣＣ）等



ふれあい館ワークショップ「光の工作」



あらかわ子ども文化体験フェスタ

【 評 価 】

「子どもたちが芸術文化を鑑賞する機会の充実」については、学校における鑑賞事業に加えて、新たに整備したゆいの森ホール（ゆいの森あらかわ）での事業、荒川区芸術文化振興財団（ＡＣＣ）が実施するコンサートなど、身近な場所で、優れた芸術文化に触れる機会の充実を図りました。

区政世論調査によると、芸術文化を振興していくために区が行うべきこととして、「学校での芸術文化に親しむ教育の推進」が上位３番目に挙げられており、引き続き充実を図っていく必要があります。

感受性豊かな子どもたちが芸術文化に触れることは、心を豊かにし、創造力や教養の向上に寄与する観点からも大変意義深いことから、引き続き、優れた芸術文化に触れる機会の充実を図る必要があります。

- 「子どもたちの芸術活動の推進」については、芸術文化団体等との連携により伝統文化に関する講師の派遣等を行ったほか、大学と連携して幼児期の教育事業を実施しました。また、学校での芸術文化活動に必要な物品の整備を行うなどにより、芸術文化活動の環境の充実を図りました。

感受性豊かな子どもたちが芸術文化に触れ、学ぶことは大変意義深いことから、子どもたちの主体的な「学び」の観点を重視しながら、一連の取組をさらに推進する必要があります。

- 「創造性を育むための、地域での体験の充実」については、芸術文化団体、芸術家グループ等と連携しながら、豊かで自由な創造力を育む基礎となる体験機会の充実を図りました。

子どもたちの創造性を育むため、今後も、芸術文化団体等と一層連携を深めながら、伝統文化や造形ワークショップなど体験型の取組の充実を図る必要があります。

基本目標 3 芸術文化を未来に継承する

文化や技術の保存継承・普及

伝統工芸技術の保存継承を図るとともに、あらかわの伝統工芸技術展等を通じて、区民が地域の歴史や文化、伝統工芸技術に触れる機会の充実を図りました。

主な事業

- ・ 伝統工芸技術継承者の育成支援
- ・ あらかわの伝統技術展
- ・ 荒川マイスター表彰事業 等



企画展（若手職人の作品紹介）



あらかわの伝統技術展

歴史や伝統を学び、体験する機会の提供

荒川ふるさと文化館に「あらかわ伝統工芸ギャラリー」を整備するなど、区民が地域の歴史や伝統文化を学び、体験する機会の充実を図りました。

主な事業

- ・ あらかわ学校職人教室
- ・ 「あらかわ伝統工芸ギャラリー」での実演・体験事業
- ・ 地域の歴史を学ぶ展示・講座
- ・ モノづくり見学・体験スポット事業 等



あらかわ学校職人教室・漆塗りの指導



あらかわ伝統工芸ギャラリーでの実演

【 評 価 】

- 「文化や技術の保存継承・普及」については、区民団体等と連携を図りながら、伝統工芸技術の保存継承を図るとともに、あらかわの伝統技術展の開催などにより、地域の歴史や文化、伝統工芸技術の一層の普及を図りました。

地域の伝統文化については、郷土への誇りと愛着を育むため、区民団体との協働により保存・継承を図るとともに、荒川区が誇る価値ある財産として、その魅力をさらに広く発信する必要があります。

区政世論調査によると、芸術文化を振興していくために区が行うべきこととして、「伝統的芸術文化の保存と継承」は、上位 5 番目に挙げられており、区民の意向を踏まえ、引き続き充実を図っていく必要があります。

- 「歴史や伝統を学び、体験する機会の提供」については、学校職人教室や地域の歴史を学ぶ展示や講座の実施に加えて、新たに荒川ふるさと文化館に整備した伝統工芸ギャラリーにおける体験事業「あらかわ座」の実施により、拡充しました。

今後も、学校職人教室や伝統工芸ギャラリーを中心として実演・体験事業を実施し、歴史や伝統文化を学ぶ機会の一層の充実を図る必要があります。

基本目標 4 芸術文化で地域力を高める

地域の特色をいかした取組の推進

荒川区の歴史や産業、立地など、地域の文化的特色をいかした取組について、一層の充実を図りました。

主な事業

- ・ 俳句関連事業
- ・ 音楽のまちづくり推進事業
- ・ 吉村昭記念文学館の整備、運営
- ・ 伝統野菜の普及・活用 等



芭蕉の大橋渡り



吉村昭記念文学館

芸術文化を暮らしや産業活動にいかす

景観、防犯対策のための鉄道高架下への壁画制作や、障がい者の絵画作品を集めた展示会の開催など、芸術文化の力を他分野に活用した取組を推進しました。

主な事業

- ・ 鉄道高架下等への壁画制作事業
- ・ 障がい者の芸術文化活動の推進
- ・ 地域イベントと地域商業者等との連携
- ・ 日暮里ファッションデザインコンテスト 等



常磐線西日暮里高架下の壁画



ゆいアート展

多文化共生の推進

外国人住民の生活を支援する事業や地域住民との交流を促進する事業を実施し、様々な文化に親しむことができる環境づくりの推進を図りました。

主な事業

- ・外国人住民支援事業（日本語教室、日本語サロン等）
- ・地域交流事業（茶道教室、国際交流バスハイク等）



日本語サロン



茶道教室

【 評 価 】

- 「地域の特色をいかした取組の推進」については、日暮里駅前ひろば文化交流事業や伝統野菜の普及・活用など、荒川区の歴史や産業、立地など、地域の特色をいかした事業の充実を図りました。

地域の歴史や文化財、文化的特色は、地域の魅力として大変重要な要素であり、地域力を高める「まちづくり」の観点から、一層の活用を図る必要があります。

- 「芸術文化を暮らしや産業活動にいかす」ことについては、鉄道高架下への壁画制作や日暮里ファッションデザインコンテストの実施などにより、充実を図りました。

芸術文化団体や事業者と連携した事業など、引き続き、芸術文化の力を区民の暮らしや産業の活性化に活かすことが求められています。

「多文化共生の推進」については、在住外国人に加え、区への来訪観光客を対象とする事業を実施し、日本文化の紹介及び理解促進、さらには交流を通じた相互理解の促進を図りました。

在住外国人や来訪観光客がともに増加する中、日本の伝統文化を活用した事業や人々の相互理解を進める取組について、より一層の充実を図る必要があります。

基本目標 5 荒川区の魅力を発信する

観光との連携による区のPR

歴史や伝統工芸、産業など、荒川区が持つ地域の魅力を積極的に内外に発信したほか、魅力をPRできるボランティア人材の育成を図りました。

主な事業

- ・観光ボランティアガイド活動の推進
- ・モノづくり見学・体験スポット事業
- ・PRパンフレット、PRグッズ等の配布 等



モノづくり見学・体験スポット事業



まちあるきマップ等の多様なパンフレット

都市交流の推進

芸術文化団体や伝統工芸技術者の国内外の交流都市への派遣のほか、区民ツアーや交流都市フェアの開催、全国連携による交流など、芸術文化を通じた都市交流の推進を図りました。

主な事業

- ・芸術文化団体や伝統技術者等の交流都市への派遣
- ・交流都市を訪問する区民ツアー等の実施
- ・「交流都市フェア」等の交流事業の開催
- ・民間団体の交流支援 等



ウィーン市ドナウシュタット区への伝統工芸技術者派遣



交流都市フェア「にっぽり春まつり」

荒川区からの芸術文化の発信

芸術文化団体や地域住民と連携し、荒川区から区内外へ地域の魅力を広く発信しました。

主な事業

- ・ 俳句関連事業（PR映像、グッズ、ラッピング都電等）
- ・ 鉄道高架下等への壁画制作事業（全5作品）
- ・ 彫刻の街づくり事業（全140作品設置）



ラッピング都電の運行



太田道灌騎馬像「回天一枝」

【 評 価 】

- 「観光との連携による区のPR」については、区民ボランティアによるガイド活動やまちあるきマップの作成、各種のイベント開催など、観光文化の観点から区の魅力の発信を図りました。

地域の魅力をさらに幅広く発信するため、地域資源を発掘し、その魅力を磨き、様々な手段で内外に向け広くPRする必要があります。

- 「都市交流の推進」については、区内の芸術文化団体や伝統工芸技術者の派遣、相互のイベントへの出展、子どもたちの自然体験など、様々な機会を捉えて、積極的に交流を深めました。

活発な都市間交流により、新たな文化との出会い、気づき等から視野も広がり、そこで生まれる新たな価値観や異分野との融合はより豊かな日常を創り出します。また、自らの地域に対する誇りや愛着の醸成につながることから、魅力あふれる活力ある地域づくりのため、引き続き拡充していく必要があります。

「荒川区からの芸術文化の発信」については、地域の歴史や文化財、伝統工芸、産業などを活かした事業を実施し、荒川区がもつ地域の魅力を内外に広く発信しました。

地域の魅力発信は、新たなにぎわい創出に寄与するとともに、自らの地域に対する誇りや愛着の醸成につながることから、引き続き拡充していく必要があります。